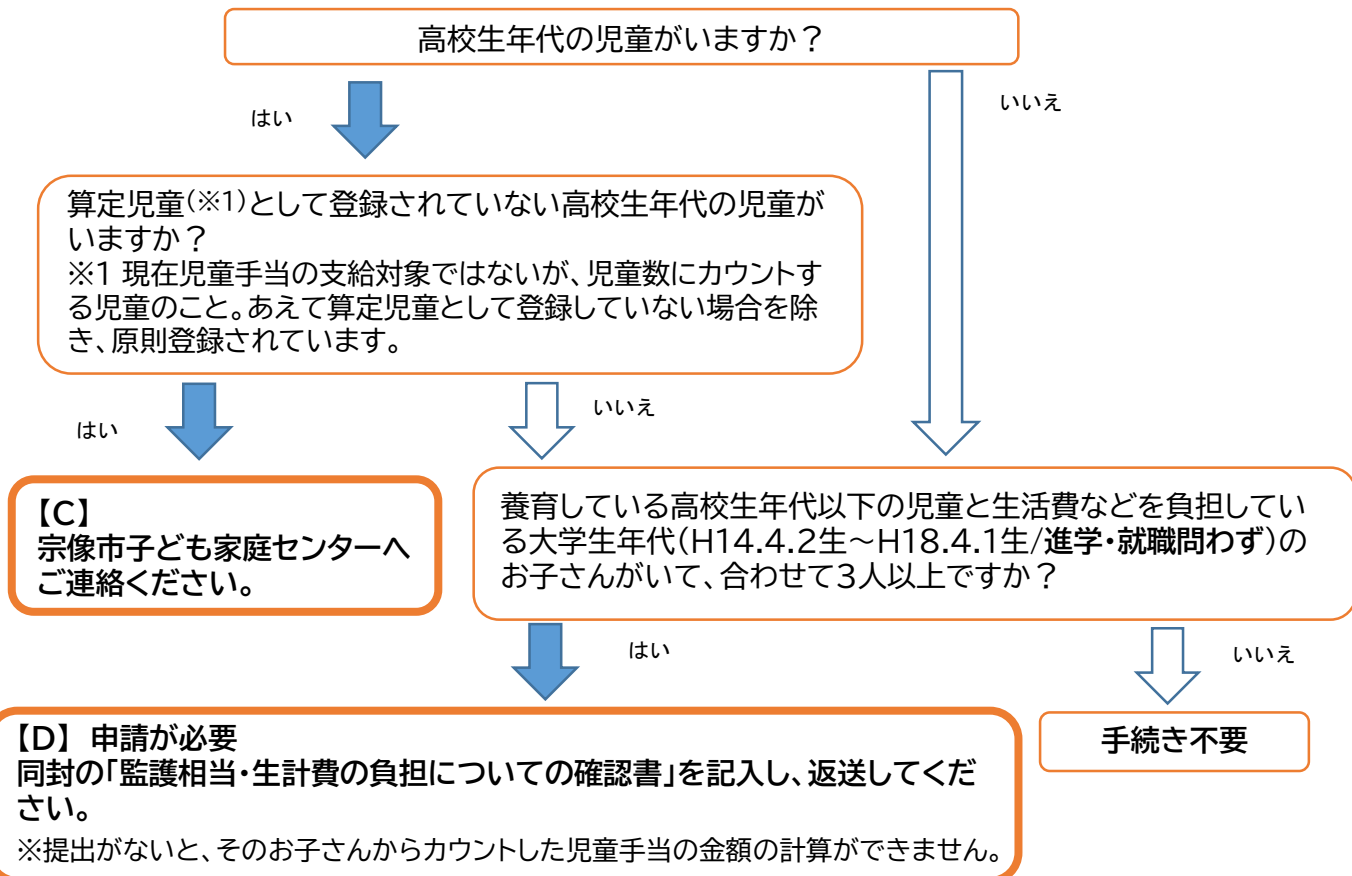


児童手当申請手続き(現受給者) フローを確認してください



※ 特例給付(児童1人あたり5,000円/月)の方や算定児童として高校生が登録されている方は自動的に増額となります。

提出期限

令和6年9月30日(月)必着

初回支給予定日は令和6年12月10日です。(申請受付が令和6年10月1日以降の場合、増額分の支給が令和7年2月以降となる可能性があります)

よくある問い合わせ

Q1「生計費の負担をしていること」の解釈について、別居している大学生の子どもへの仕送りは、金銭ではなく食料品、生活必需品などを仕送りしている場合も生計費の負担をしているとして問題ありませんか？

A1 「生計費の負担をしていること」に該当しますので、「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。

Q2 大学生年代の子どもが就職(もしくは国外へ留学)などで、別居しています。「監護相当・生計費の負担についての確認書」はどうしたらいいですか？

A2 状況を確認いたしますので、宗像市子ども家庭センターへお問い合わせください。

Q3 監護している大学生年代の子どもが住民票の住所とは別の住所に住んでいます。確認書の住所はどうしたらいいですか？

A3 居住の実態がある住所地を記載してください。(添付書類等は不要です)

宗像市役所 子ども家庭センター (子ども家庭係)

宗像市東郷1丁目1番1号

TEL: 0940-36-1151